

豊中市バドミントン連盟会員規定

1. (正会員)
豊中市在住・在勤・在学の者で本連盟の大会に参加申し込みをした者。
2. (特別会員)
本連盟に賛助又は功労ありたる者で理事会の承認を得た者。
3. (準会員)
準会員とは豊中市内で活動するクラブ（在クラブ）の構成員で正会員及び特別会員でない者
4. (在クラブ)
在クラブとは豊中市内で活動しているクラブで代表者が正会員で、かつ正会員が3名以上の過半数をしめるクラブをいう。
(正会員の人数には特別会員の人数は含まない。)
5. (会員資格)
 - ①. 正会員は、豊中市在住・在勤で昨年度本連盟主催の大会及び事業に参加申し込みをした者、及び当年の本連盟の大会及び事業に参加申し込みをした者を 当該年度の会員資格を有する。
(年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする)
 - ②. 特別会員は、本連盟が行う大会及び事業に参加申し込みをした時点でその大会及び事業参加資格のみ有する。
 - ③. 準会員の資格申請については在クラブ(下記項目参照)を通じて準会員申請を行い本連盟が認めた者で本連盟の大会及び事業に参加申し込みをした者とする。ただし、資格については、大会及び事業ごとの参加に限定される。
 - ④. 上記要件以外の者の資格は認めない。
6. (会員資格申請費)
 - ①. 正会員及び特別会員 無料
 - ②. 準会員 1000円 (登録されたクラブを通じて支払う)
7. (会員の申請期間)
 - ①. 正会員・特別会員の会員資格については本連盟主催の大会及び行事の申し込みによって随時行えるものとする。
8. (会員資格申請の内容)
 - ①. 個人の会員申請は大会参加申込書に参加者情報を記載されこれの提出を持って個人の会員資格申請された者とする。
9. (在クラブ登録及び申請の内容)
 - ①. 在クラブの登録については在クラブ登録書を本連盟に提出し承認を得なければならない。
 - ②. 豊中市の公民分館を母体とするクラブ及び豊中市に存する高校のクラブについてはクラブ名と代表者のみの登録で在クラブとしての資格を得る。なお、高校のクラブについては準会員を認めない。在クラブ登録については下記の期間とする。(在クラブ登録の申請期間は当該年度の前年度の2月1日から4月30日までとする。)
 - ③. 在クラブ登録書には次の事項を記載しなければならない。
クラブの名称及び代表者の住所・氏名・連絡先・メールアドレス並びにクラブの構成員名簿。クラブの活動内容
 - ④. 準会員の申請については在クラブ登録が行われた後随時行えるものとする。
10. (大会参加について)
 - ①. 連盟主催の大会
正会員・特別会員・準会員は連盟主催の大会に出場することができる。
正会員・特別会員・準会員はあくまでも会員登録分類であり、大会参加時のチーム及びクラブを制限するものではない。(在クラブと一致する必要はない。) 大会参加については各大会の要項を優先するものとする。
 - ②. 市民大会・審判講習会
豊中市在住・在勤・在学の者及び主管者推薦枠(特別会員, 準会員)
11. 上記以外の案件については理事会で決定する。

平成28年1月16日